

社会福祉法人三戸町社会福祉協議会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人三戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款（平成29年1月17日定款第118号。以下「定款」という。）第51条の規定に基づき、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(決議事項)

第2条 評議員会で決議すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(報告事項)

第3条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第4条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日14日前までに各評議員に通知するものとする。

2 提出議案書及び報告案件書を事前に送付するものとする。

(評議員会への関係者の出席)

第5条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため適當と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 会長は、作成した議事録を、評議員会終了後速やかに欠席評議員へ送付するものとする。

第3章 評議員の選任

(選任手続き)

第7条 評議員選任解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あて

に提出しなければならない。

- 2 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 会長は前項の確認を行った後に、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。
(中途退任)

第8条 評議員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任をしようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第9条 評議員の欠員補充については、第19条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第10条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

第4章 理事会

(決議事項)

第11条 理事会で決定すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の選任及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 定款細則、評議員選任・解任運営細則、経理規程等その他本会の運営に関する重要な規程の制定及び改廃
- (8) 競業及び利益相反取引
- (9) 予算及び事業計画の承認
- (10) 計算書類及び事業報告等の承認
- (11) 理事会により役員の責任の一部免除
- (12) その他、本会の業務に関する重要事項

(報告事項)

第12条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 本会定款第27条第1項の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第13条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日14日前までに各理事に通知するものとする。

- 2 提出議案書及び報告案件書を事前に送付するものとする。

(理事会への関係者の出席)

第14条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第15条 会長及び監事は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期するため適當と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させる

ことができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第16条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第5章 監事

(監査の実施)

第17条 本会定款第22条に規定する監事の決算監査は、会長のもとで事業報告書、資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表、事業活動計算書及びこれに付属する事業活動内訳表、貸借対照表、財産目録を作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本会の運営及び事業の実施状況等について、隨時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第18条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、理事会、評議員会、青森県知事に報告するものとする。

第6章 役員の選任

(選任手続き)

第19条 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。

3 会長は、前項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第20条 役員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第21条 役員の欠員補充については、第9条の規定を準用する。

(役員名簿)

第22条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第23条 定款第27条第1項の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

(1) 規程等の制定、改廃に関する事項（定款細則、会員規程、評議員選任規程、経理規程等その他本会の運営に関する重要な規程で、理事会において必要と認められるものを除く。）

(2) 職員の人事に関する事項

(3) 職員の給与に関する事項

(4) 職員の労務管理・福利厚生に関する事項

(5) 債権の免除、又は効力の変更に関する事項

(6) 設備資金の借入に係る契約に関する事項

(7) 建設工事請負又は物品購入等の契約に関する事項

- (8) 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること
- (9) 不用物品等の売却又は廃棄に関すること
- (10) 予算上の予備費の支出に関すること
- (11) 利用者の日常の処遇に関すること
- (12) 利用者の預り金の管理に関すること
- (13) 寄附の受入れに関すること
- (14) 本会に関する情報の開示に関すること
- (15) その他の業務に関すること

2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されているものを含むものとする。

（専決の報告）

第24条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 細則の変更

（変更等）

第25条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を受けなければならない。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

業務の種類	業務の範囲								
1 規程等の制定、改廃に関すること（定款細則、会員規程、評議員選任規程、経理規程等その他本会の運営に関する重要な規程で、理事会において必要と認めるものを除く。）	各種規程、規則、要綱、要領、基準、内規、運用方針等の制定、改廃に関する事項								
2 職員の人事に関すること	事務局長の任免、進退並びに賞罰を除く職員の人事								
3 職員の給与に関すること	重要、異例に属するものを除く事項								
4 職員の労務管理・福利厚生に関すること	日常的事項								
5 債権の免除、又は効力の変更に関すること	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
6 設備資金の借入に係る契約に関すること	予算の範囲内の事項 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
7 建設工事請負及び物品購入等の契約に関すること	<p>1 次に掲げるような軽微なもの。</p> <p>ア 日常的に消費する給食材料費、消耗品等の日々の購入</p> <p>イ 施設設備の保守点検、物品の修理等</p> <p>ウ 緊急を要する物品の購入等</p> <p>2 次に掲げる随意契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。</p> <p>ア 売買、賃貸借、請負その他の契約で、その予定期格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えないもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定期格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買い入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるものの以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。</p>	契約の種類	予定期格	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買い入れ	160万円	3 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円
契約の種類	予定期格								
1 工事又は製造の請負	250万円								
2 食料品・物品等の買い入れ	160万円								
3 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円								

業務の種類	業務の範囲
	<p>ウ 緊急の必要により行うもの。</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるもの。</p> <p>オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みがあるもの。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合に行うもの。</p> <p>キ 競争入札において落札者が契約を締結しない場合に行うもの。</p> <p>3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
8 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること	<p>取得及び改良にあたっては、1件160万円未満（執行伺い済みのものに限る。）、処分にあっては、1件の価格が160万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。</p> <p>なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
9 不用物品等の売却又は廃棄に関すること	<p>損傷その他の理由により不用となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって、1件の取得価格が160万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある物品を除く。</p> <p>なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。</p>
10 予算上の予備費の支出に関すること	予算に計上されたもの。
11 利用者の日常の処遇に関すること	日常的事項
12 利用者の預り金の管理に関すること	日常的事項
13 寄附の受入れに関すること	寄附金の募集に関する事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
14 本会に関する情報の開示に関すること	定例的事例。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
15 その他の業務に関すること	<p>1 予算の編成に係る事項</p> <p>2 事業報告書の作成、決算事務に関する事項</p>

業務の種類	業務の範囲
	<p>3 予算の流用に関する事項</p> <p>4 会長が理事会及び評議員会に附議すべき事件について、会議を招集する暇がないとき、又はやむを得ない事由があるときの 150 万円以内の補正予算。</p> <p>5 職員の人事費（途中退職による退職金）の補正予算。</p>